

地域商品券(おおむたくらし応援券)Q&A

Q1. 対象者は誰ですか？

A1. 令和8年1月1日時点で大牟田市の住民基本台帳に登録がある方が対象です。

Q2. 受け取るためには申請が必要ですか？

A2. 申請は必要ありません。3月中旬から順次発送していく予定です。
発送方法は決定次第、お知らせします。

Q3. どのように配付されますか？

A3. 世帯ごとに世帯員数分をまとめて配付します。
対面での受け渡しを予定しており、全世帯に配付するには約2ヶ月程度かかる予定です。

Q4. おおむたくらし応援券はどこで使えますか？

A4. 取扱登録店として登録された市内店舗で利用可能です。(募集中)
商品券と一緒に取扱登録店一覧チラシを配付予定です。
また、準備ができ次第、市のホームページ等でお知らせする予定です。

Q5. おおむたくらし応援券の利用期間は？

A5. 令和8年4月1日から令和8年8月31日までです。
利用期限には、十分ご注意ください。

Q6. おおむたくらし応援券で購入できないものにはありますか？

A6. 以下の支払いについては、商品券の取り扱い対象外となります。

- (1)商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、などの換金性の高いもの、株券、
先物、保険、宝くじなどの金融商品
- (2)国や地方公共団体などへの支払い
- (3)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2
条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- (4)ギャンブル性の高いサービスなど
- (5)たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
(電子たばこを含む)
- (6)業務用仕入(事業用資産の建築・リフォーム代金を含む)、手形決済
- (7)医療保険や介護保険などの一部負担金(処方箋が必要な医療器を含む)

Q7. つり銭は出ますか？

A7. おおむたくらし応援券の額面未満の利用では、つり銭は出ません。

Q8. 紛失した場合の対応はどうなりますか？

A8. 紛失した場合、再発行はできません。大切に保管してください。